

達人Cube
「補助金支援サービス - Subsidy Partner - TM」
利用規約

株式会社NTTデータ

Ver 1.1

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社NTTデータ（以下「弊社」という。）と、契約者（第2条（用語の定義）で定義される。）との間で、達人 Cube「補助金支援サービス - Subsidy Partner -TM」（以下「本サービス」という。）に関し適用される権利義務について定めるものであり、契約者は、本サービスの利用に関し、本規約の内容を十分に理解するとともに、これを誠実に遵守するものとします。

(用語の定義)

第2条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

- (1) 利用契約
本規約に基づき本サービスを利用するための契約
- (2) 利用契約等
本規約及び利用契約
- (3) 契約者
達人シリーズ（申告書作成ソフト）及び達人 Cube の利用にかかる契約を弊社と締結している者であって、弊社と利用契約を締結し、本サービスの提供を受ける者
- (4) 達人シリーズ（申告書作成ソフト）
弊社がパッケージソフトウェアとして提供する税務申告書等を作成するソフトウェア群
- (5) 達人 Cube
達人 Cube 利用規約に基づき弊社がアプリケーション・サービス・プロバイダとして契約者に提供するオンラインサービス「達人 Cube®（キューブ）」及び「達人 Cube AI-OCR」
- (6) 契約者設備
本サービスの提供を受けるために、契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア並びに契約者が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (7) 本サービス用設備
本サービスを提供するにあたり、弊社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (8) 本サービス用設備等
本サービス用設備及び本サービスを提供するために弊社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (9) 利用料金
本サービスの利用料金
- (10) 消費税等相当額
「消費税法（昭和六十三年法律第百八号）」及び同法に関する法令に基づき課税

される消費税の額、並びに「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」及び同法に関する法令に基づき課税される地方消費税の額

(11) 利用料金等

利用料金及びその消費税等相当額

(本規約及び本サービスの内容の変更)

第3条 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新本規約を適用するものとします。ただし、弊社は、当該変更によって変更前の本サービスの全ての機能、品質、性能等が維持されることを保証するものではなく、また契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

- (1) 本規約の変更が、契約者の利益に適合する場合
- (2) 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 弊社は、前項により本規約を変更する場合には、事前に弊社のホームページその他の弊社が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。

- (1) 本規約を変更する旨
- (2) 変更後の新本規約の内容
- (3) 変更後の新本規約の効力発生日

3 契約者は、本規約の変更に同意しない場合、変更後の新本規約の効力発生日までに本規約第27条（契約者からの利用契約の解除）第2項により、利用契約を解除するものとします。

4 弊社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更することができるものとします。ただし、弊社は、当該変更によって変更前の本サービスの全ての機能、品質、性能等が維持されることを保証するものではなく、また契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

(弊社からの通知)

第4条 弊社は、電子メール、書面又は本サービスのホームページへの掲示その他弊社が適切と判断する方法及び範囲で、契約者が本サービスを利用する上で必要な事項を通知するものとします。

2 前項の規定に基づき、弊社から契約者への通知を電子メールの送信又は弊社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(本サービスの内容)

第5条 本サービスの具体的な内容は、別紙1「達人 Cube 補助金支援サービス - Subsidy PartnerTM サービス仕様書」のとおりとします。

2 契約者は次の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

- (1) 本サービスについて、弊社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 弊社に起因しない本サービスの不具合については、弊社は一切その責を免れること
- 3 次の事項については、利用契約（第2条（用語の定義）で定義される。）において明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
- (1) 本サービスに係るデータの内容及び変更等に関する問い合わせ

第2章 契約等

（利用契約の締結等）

- 第6条 本サービスを利用しようとする方（以下「利用申込者」という。）が、「申込対象の利用規約、使用許諾契約の内容に同意する」のチェックボックスにチェックを付したときに、本規約の内容に同意したものとみなされ、当該同意後に、利用申込者は、弊社が別途定める方法により「注文書」を弊社に提出し、弊社がこれに対し弊社所定の方法により承諾の通知を発信したときに利用契約が成立（以下「新規申込」という。）するものとします。利用契約の詳細事項は、利用申込者が弊社に対し提出した注文書に記載された情報に基づくものとします。なお、毎月15日までに新規申込があった場合、利用申込者は当該月の翌月1日から本サービスを利用することができるものとし、利用料金等は、新規申込があった月の翌月より請求されるものとします。
- 2 前項において新規申込があった場合であっても、契約者でない者は、本サービスを利用することができないものとします。
- 3 利用契約の変更は、毎月15日までに契約者が弊社所定の「利用変更注文書」を弊社に提出し、弊社がこれに対し弊社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立（以下「変更申込」という。）するものとします。なお、この場合、変更内容の反映は、変更申込のあった月の翌月1日までに行われ、新利用料金等は、変更申込のあった月の翌月より請求されるものとします。
- 4 弊社は、前各項にかかわらず本サービスの利用申込者又は契約者が次のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことがあります。
- (1) 弊社の提供するサービスに関する金銭債務の不履行、その他弊社との契約等に違反したことを理由として当該契約を解除されたことがある場合
 - (2) 「注文書」又は「利用変更注文書」に虚偽の記載、誤記があった場合又は記入もれがあった場合
 - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがある場合
 - (4) 利用申込者又は契約者が第33条（反社会的勢力との関係排除）に違反するおそれがある場合
 - (5) その他弊社が不相当と判断した場合

（権利義務の譲渡等）

- 第7条 契約者は、あらかじめ弊社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位を第三者に承継させ、又は利用契約上の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、

貸与、担保設定その他の処分をしてはならないものとします。

- 2 弊社は、本サービスに関する事業を事業譲渡その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業の承継に伴い、利用契約上の地位、権利及び義務の全部若しくは一部を当該事業の承継人に譲渡することができるものとし、契約者は係る譲渡についてあらかじめ同意したものとします。

第3章 権利の帰属

(著作権等)

第8条 本サービスにおいて弊社が提供するホームページ等のコンテンツ、プログラム、画面デザイン、マニュアル、その他一切の著作物の著作権は、契約者又は第三者が従前保有していたものを除き、弊社に帰属するものとし、本規約又は別紙1「達人Cube補助金支援サービス - Subsidy Partner -TM サービス仕様書」において明示的に定められている場合を除き、契約者は複製、翻案、公衆送信等を含む一切の利用権を許諾されるものではないことを承諾します。

- 2 契約者は、前項に定める他、本サービスに関するその他の知的財産権及びノウハウ等を取得するものでないことを承諾します。

第4章 提供条件等

(一時的な中断及び提供停止)

第9条 弊社は、次の場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障等により保守を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) 第25条（責任の範囲）第2項に定める不可抗力により本サービスを提供できない場合
- (4) 第25条（責任の範囲）第3項に定める事由により本サービスを提供できない場合

- 2 弊社は、前項に定める他、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

- 3 弊社は、契約者が第28条（提供停止及び弊社からの利用契約の解除）第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金等未払いその他利用契約等に違反した場合には、当該契約者への通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

- 4 弊社は、前3項に定める事由により本サービスを提供できなかったことにより契約者又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(利用期間)

第10条 本サービスの利用期間は、契約者が第27条（契約者からの利用契約の解除）

に定める手続きに従い契約を解除するまで存続するものとします。

(最低利用期間)

第11条 本サービスの最低利用期間は、契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して3か月とします。

- 2 契約者は、前項の最低利用期間内に利用契約の解除を行う場合は、第27条（契約者からの利用契約の解除）に従うことに加え、弊社が定める期限までに、利用契約を締結した日から3か月を経過した日の属する月の末日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税等相当額を一括して弊社に支払うものとします。

(第三者のサービス、ソフトウェア等)

第12条 本サービスは、別紙1「達人Cube補助金支援サービス - Subsidy Partner -TM サービス仕様書」に定めるサービス、コンテンツ及びソフトウェアをはじめ、第三者が提供するサービス若しくはコンテンツ、又は第三者が権利を有するソフトウェア（オープンソースソフトウェアを含む。以下総称して「第三者サービス等」という。）を含みます。

- 2 第三者サービス等には、第三者サービス等を提供する第三者が定める利用規約その他の条件（以下「第三者サービス条件」という。）が適用されるものとします。ただし、第三者サービス条件と利用契約等の内容に齟齬がある場合は、第三者サービス条件が利用契約等に優先して適用されるものとします。
- 3 第三者サービス等の不具合又は権利侵害については、これを提供する第三者が第三者サービス条件の定めに従って責任を負うものとし、弊社は当該不具合又は権利侵害の存在を知りながら告げなかった場合を除き、他の条項の定めにかかわらず一切責任を負わないものとします。

(脆弱性診断)

第13条 弊社は、その判断により、自ら又は第三者をして、本サービス用設備等又は契約者設備に接続し、脆弱性を診断するために必要な一切の措置を講じることができるものとします。当該措置を講じるために要した費用は、弊社が負担するものとします。

(本サービス用設備等の障害等)

第14条 弊社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

- 2 弊社は、弊社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
- 3 弊社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する弊社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
- 4 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び弊社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえ

でそれを実施するものとします。

第5章 利用料金

(利用料金の支払)

第15条 利用料金は、別紙2「料金表」記載のとおりとします。

- 2 契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」という。）について、利用料金等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、弊社は、第9条（一時的な中断及び提供停止）第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。
- 3 利用期間において、第9条（一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。
- 4 契約者は、利用料金等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
 - (1) 請求書により決済する場合、弊社が別途指定する集金代行業者を通じて弊社が指定する期日までに、契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとします。
 - (2) その他弊社が定める支払方法により支払うものとします。
- 5 契約者と前項の金融機関との間で利用料金等の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- 6 弊社は、既に支払われた利用料金等については契約者に一切返還しないものとします。
- 7 利用期間において、第9条（一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、契約者は、利用期間中の利用料金等の支払を要します。

(支払遅延損害金)

第16条 契約者が支払期限までに利用料金等を支払わない場合、弊社は、契約者に対し、支払期限の翌日より支払済みまで、利用料金等に対し年利14.6%（1年を365日とする日割り計算とする。）を乗じて計算した金額を支払遅延損害金として請求することができるものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

(端数整理)

第17条 利用契約等に基づく計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

第6章 契約者の義務

(ユーザID及びパスワードの管理等)

第18条 契約者は、本サービスを利用する際、ユーザID（契約者とその他の者を識別するために用いられる符号をいう。以下同じ。）及びこれに対応するパスワード（ユーザIDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号をいい、仮パスワード、正式パスワードその他ユーザIDとの組合せにより認証を行うに足る記号を含む。以下同じ。）等に関し、別途弊社が定める手続を実施するものとし、

2 契約者は、自己のユーザID及びパスワードを、弊社が別途定める場合を除き、第三者に利用、譲渡、売買、貸与、共有その他の形態を問わず処分してはならず、自己のユーザID及びこれに対応するパスワードの使用並びに管理について一切の責任を負うものとし、

3 弊社は、契約者のユーザID及びこれに対応するパスワードが第三者に使用されたことによって契約者が被る損害については、契約者の過失の有無を問わず一切責任を負いません。なお、契約者のユーザID及びこれに対応するパスワードにより行われた本サービスの利用は、すべて契約者により行われた行為とみなし、契約者はその利用についての利用料金等その他一切の債務を負うものとし、また、当該行為により弊社が損害を被った場合は、契約者は当該損害を補填するものとし、ただし、弊社の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

(データ等の保護)

第19条 契約者は、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、別紙1「達人Cube補助金支援サービス - Subsidy Partner -TM サービス仕様書」3.2. 障害対応に定める場合を除き、弊社は係るデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとし、

(登録内容の変更通知)

第20条 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他申込内容（利用変更注文書の内容を含む。）の契約者にかかわる事項に変更があるときは、弊社の定める方法により変更予定日の30日前までに弊社に通知するものとし、

2 弊社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとし、

(機器等の準備)

第21条 契約者は、自己の費用と責任により、契約者設備について、本サービスを利用可能な状態（プロバイダー契約の締結等を含む。）に準備しこれを維持するものとし、

- 2 契約者設備に不具合がある場合、弊社は、契約者に対して本サービスの提供の義務を負わず、契約者設備によって契約者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。
- 3 弊社は、弊社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

(禁止行為)

第22条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為、及びこれに該当するおそれのある行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスに関する情報を改竄又は消去する行為
- (2) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
- (3) 第三者若しくは弊社の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (4) 法令又は反社会的勢力への関与等の公序良俗に反する行為
- (5) 本サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為
- (6) 第三者に本サービスを利用させる行為
- (7) 第三者若しくは弊社の信用を傷つけ、又は損害を与える行為
- (8) 不正アクセス行為、ハッキング行為等本サービスを構成するソフトウェア及びハードウェアに支障を与える行為
- (9) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為
- (10) 本サービスについて、改変若しくは改ざんをし、又は逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングによるソースコードの解析を行う行為
- (11) その他弊社が不適切と判断した行為

- 2 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに弊社に通知するものとします。
- 3 弊社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当し、又はこれに該当するおそれのあるものであることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。ただし、弊社は、契約者の行為を監視する義務を負うものではありません。

第7章 機密保持

(機密保持)

第23条 契約者及び弊社は、本サービスの提供に際して相手方から書面、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により開示又は電磁的方法により開示された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が当該情報に直接機密である旨表示したもの(以下「機密情報」という。)について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、第4項で定める者に開示する場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとし、(以下、本条において機密情報を開示する当事者を「開示者」といい、開示される当事者を「被開示者」という。)

- 2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は機密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示時点で既に公知のもの又は開示後に被開示者の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
 - (2) 開示時点で被開示者が既に保有しているもの
 - (3) 開示後に被開示者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (4) 開示後に被開示者が機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
 - (5) オープンソースソフトウェアの著作権者より開示を義務付けられているもの
- 3 契約者は、機密情報を相手方に開示するために必要なすべての権限を正当に有していることを保証するものとし、
- 4 被開示者は、開示者から開示された機密情報について、利用契約等の目的の範囲内でのみ使用するものとし、利用契約等の履行にあたり必要となる場合を除き、複製、改変が必要な場合は、事前に開示者から書面又は電磁的方法による承諾を受けるものとし、
- 5 被開示者は、利用契約等の履行に必要な範囲において、自己及び直接又は間接の親会社の役員、従業員に対して機密情報を開示できるとともに、本サービスの提供に必要な委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとし、ただし、被開示者は、第三者に開示した機密情報の機密保持について、開示者に対して利用契約等上の責任を負うものとし、
- 6 第1項にかかわらず、被開示者は、法令、通達、ガイドライン等(以下総称して「法令等」という。)に基づき、開示を要求される場合には、要求される範囲に限り機密情報を開示することができるものとし、ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に(緊急止むを得ない場合には、事後速やかに)開示者に対して当該開示について通知するものとし、
- 7 利用契約が終了した場合又は開示者から要請があった場合、被開示者は、開示者から開示された秘密情報を開示者の要請に応じて破棄又は消去するものとし、

(個人情報保護)

第24条 利用契約等において契約者及び弊社が相手方に個人情報の提供を行う場合、本

条の定めに従うものとします。なお、個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」（以下「法」という。）第2条第1項で定める個人情報及びその蔵置媒体をいいます。

- 2 契約者及び弊社は、相手方に対し提供する情報に個人情報が含まれる場合は、個人情報を提供する正当な権利を有することを保証するとともに、あらかじめ書面にて当該個人情報を特定し、明示しなければならないものとします。契約者及び弊社が本項に違反した場合、その相手方は当該情報について本条の定めに基づく義務を負わないものとします。
- 3 契約者及び弊社は、個人情報の取扱いについて、次の各号で定める義務を負うものとします。
 - (1) 個人情報を利用契約等の履行以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）しないこと
 - (2) 個人情報を第三者に提供しないこと
 - (3) 個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等（以下「漏洩等」という。）の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じること
 - (4) 自己の責任において、利用契約等により個人情報を取り扱う自己の従業者（雇用関係にある従業員のみならず、取締役、執行役、監査役、派遣社員等を含み、以下「従業者」という。）に本条の義務を遵守させること
- 4 個人情報の取り扱いについては、前条（機密保持）第4項乃至第7項の規定を準用するものとします。
- 5 契約者及び弊社は、本サービスにおいて、個人情報（個人番号を含む。本条において以下同じ。）の取扱いにかかる業務を契約者が弊社に委託するものではなく、個人情報をその内容に含む電子データを取り扱わないことを確認します。
- 6 本サービスにおいて、契約者データ等が格納される本サービス用設備に対し弊社が実施する安全管理措置の内容については、別途弊社が通知する内容によるものとします。
- 7 契約者及び弊社は、個人情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに相手方に報告を行い、対応等について相手方と協議するものとします。
- 8 契約者及び弊社は、相手方から個人情報を受領した場合、契約者及び弊社間の協議の上定めた方法に従い、個人情報の受領証を相手方に提出するものとします。
- 9 契約者及び弊社は、相手方から提供された個人情報の主体（以下「本人」という。）に対して法第32条から第38条で定める個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等（以下総称して「開示等」という。）を行う権限を有せず、本人から開示等の請求を受けた場合、速やかにその旨を相手方に通知するものとし、当該通知を受けた相手方は本人に対して必要な対応を取らなければならないものとします。
- 10 契約者又は弊社は、前項の定めによる必要な対応を行わなかったことにより相手方が本人又は関係する第三者から法第39条で定める裁判上の訴えを提起された場合、自己の責任と費用をもって当該訴えを処理し解決するものとします。
- 11 契約者及び弊社は、本条の内容及び安全管理措置その他付随する事項を変更する必要が生じた場合、変更内容、変更範囲、変更に必要な費用等を考慮し、その対

応について誠実に協議するものとします。

第8章 責任の範囲

(責任の範囲)

第25条 弊社は、本サービスの正確性、適法性、有効性、特定目的への適合性、権利の非侵害性、安全性及び信頼性を保証するものではありません。契約者は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、弊社は、契約者による本サービスの利用に起因して契約者及び第三者に生じた結果について一切の責任を負わないものとします。

2 弊社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、法令等の制定若しくは改廃、公共インフラ（輸送機関、通信回線等を含む。）の事故、電力事故、政府機関による命令、仕入先等の製造中止及び操業停止、本サービスの履行の結果に対する第三者による物理的侵害その他自己の責に帰すことのできない事由（以下総称して「不可抗力」という。）による利用契約等の履行遅滞又は履行不能について、契約者に対し責任を負わないものとします。なお、本項における不可抗力による利用契約等の履行遅滞又は履行不能には、弊社の合理的な指示に基づく自宅待機措置等による利用契約等の履行遅滞又は履行不能を含むものとします。

3 弊社は、次の事由による利用契約等の履行遅滞又は履行不能について、契約者に対し利用契約等上の責任を負わないものとします。

- (1) 合理的な範囲で把握できなかったコンピュータウイルス、ハッキング、サイバーアタック、第三者による不正アクセス行為その他セキュリティの脆弱性に起因するもの
- (2) 弊社の責によらないハードウェア又はソフトウェアの不具合によるもの
- (3) 利用契約等の履行の際に弊社のシステムに接続される契約者のシステム、サービス又はネットワークの不具合に起因するもの
- (4) 弊社が善良なる管理者としての注意を払ったが予見できなかった設備又はソフトウェアの不具合、又はトランザクションの過度の集中によるシステムダウンに起因するもの
- (5) 電気通信事業者の責に帰すべき故障、アクセス不能及び性能の劣化に起因するもの
- (6) 端末機器、周辺機器、その他のソフトウェア及び通信回線等、本サービスに含まれるコンピュータプログラムの稼動環境に含まれる第三者のソフトウェアに起因した、コンピュータプログラムの稼動不良に起因するもの

4 契約者が、本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合又は契約者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。

(損害賠償の制限)

- 第26条 弊社は、本サービスを提供すべき場合において、弊社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった場合は、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関して著しい支障が生じ、本サービスを全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む。以下同じ。）にあることを弊社が知り、契約者へ通知した時刻から起算して、48時間以上その状態が連続した場合に限り、契約者に生じた損害の賠償請求に応じるものとします。
- 2 前項の場合における損害賠償の範囲は、債務不履行、不当利得、不法行為、製造物責任その他請求原因の如何を問わず、契約者に現実に生じた直接かつ通常の損害のみとします。
 - 3 第1項の場合における損害賠償の額は、本サービスが全く利用できない状態にあることを弊社が知り、契約者へ通知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限る。）について、24時間を単位として日数を計算し、その日数に対応する、本サービスに係る次の利用料金等の合計額を超えないものとします。
 - (1) 月額で定める利用料金
 - (2) 使用量に応じて定める利用料金（本号で示す使用量とは、本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6か月間における1日平均の使用量（前6か月の使用量を把握することが困難な場合には、弊社が別に定める方法により算出した使用量）をいう。）
 - (3) 前2号の利用料金に係る消費税等相当額
 - 4 前各項に定める場合の他、本サービスに関して、弊社の責めに帰すべき事由（以下「請求原因事由」という。）により契約者に損害が生じた場合には、契約者が弊社に請求することができる損害賠償は、債務不履行、不当利得、不法行為、製造物責任その他請求原因の如何を問わず、現実に生じた通常かつ直接の損害に限られ、その他の一切の損害（不可抗力により生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益を含む。）は請求することができないものとします。また、請求原因事由が生じた月の属する利用期間において弊社が賠償すべき損害の総額は、別紙2「料金表」に定めるサービス利用料に3を乗じた額を累積上限金額（当該利用期間に生じたその他一切の請求原因事由に基づく損害賠償と合計した累積上限金額）とします。
 - 5 弊社の故意又は重大な過失により契約者に損害が生じた場合は、前4項の定めは適用されないものとします。

第9章 利用契約の解除

(契約者からの利用契約の解除)

- 第27条 契約者が利用契約の全部又は一部を解除しようとする場合は、毎月15日までに弊社が定める方法により弊社に通知することにより、解約希望年月の末日をもって利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、解除希望日の記載のない場合、同月の末日を契約者の解除希望日とみなすものとします。
- 2 前項の通知に基づく解除は、契約者が「解除注文書」を弊社に提出し、弊社がこ

れに対し弊社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
 3 契約者は、前項に定める通知が弊社に到達した時点において未払いの利用料金等
 又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

(提供停止及び弊社からの利用契約の解除)

第28条 弊社は、契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、契約者に何らの通知催告を要せず、直ちに本サービスの提供を一時停止又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。

- (1) 弊社への利用申込内容、利用変更内容その他通知内容等に虚偽があったことが判明した場合
 - (2) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があった場合、競売の申立があった場合又は租税滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算開始の申立があった場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
 - (8) 前各号のほか、その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じた場合
 - (9) 第7条（権利義務の譲渡等）に違反した場合
 - (10) 第33条（反社会的勢力との関係排除）第1項又は第2項に違反した場合
 - (11) 利用契約等を履行することが困難と想定される事由が生じた場合
- 2 弊社は、契約者が利用契約等に違反した場合は、当該違反が軽微であるか否かを問わず、契約者に何らの通知催告を要せず、直ちに本サービスの提供を一時停止又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。
- 3 契約者は、前各項による本サービスの一時停止又は利用契約の解除があった時点において、未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、弊社が定める日までにこれを支払うものとします。

(本サービスの廃止)

第29条 弊社は、次の各号の一に該当する場合、あらかじめ本サービスの廃止日を契約者に通知の上、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、本サービスの廃止日をもって利用契約を解除するものとします。弊社は、本サービスの廃止によって契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。なお、弊社の契約者への通知は、書面、電磁的方法又は達人サービスのウェブサイトへの掲載で行うものとします。

- (1) 事前に契約者に通知した場合
- (2) 不可抗力により本サービスの全部又は一部の提供が不可能となった場合
- (3) 本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合

(契約終了後の処理、契約一部変更後の処理)

第30条 契約者は、利用契約の全てを解除若しくは利用条件の一部を変更した場合、本サービスの利用にあたって弊社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等のうち、解除若しくは変更に伴い不要となるものについて、利用条件変更後直ちに弊社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

また、契約解除後については、弊社は契約者の承諾なく契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等を消去できるものとします。

2 契約者は、事前に本サービスにて保管されている電子ファイルについて自己の責任で必要に応じてバックアップ等の措置をとった上で、弊社が別途定める解除若しくは利用条件の変更手続きを行うものとします。

第10章 その他

(再委託)

第31条 弊社は、弊社の責任において、本サービスの提供に関する業務の一部を第三者に再委託することができるものとします。(係る第三者を以下「再委託先」といい、再委託が数次に渡る場合は、そのすべてを含む。)

2 弊社は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて弊社が契約者に対して負担するのと同等の義務を、再委託先に負わせるものとします。

3 弊社は、再委託先の履行について契約者の責に帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同等の責任を負うものとします。

(サービスレベル)

第32条 弊社は、努力目標として別紙1「達人 Cube 補助金支援サービス - Subsidy Partner -TM サービス仕様書」記載の「サービスレベル指標」(以下「本サービスレベル指標」という。)の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。

2 弊社は、本サービスレベル指標を、利用契約等に基づく本サービスの内容を変更しない範囲で、随時変更できるものとし、弊社指定日をもって変更後のサービスレベル指標が適用されるものとします。

3 サービスレベル指標は、本サービスに関する弊社の努力目標を定めたものであり、サービスレベル指標に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも弊社は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

(反社会的勢力との関係排除)

第33条 契約者及び弊社は、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれれ

にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者及び弊社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 第28条（提供停止及び弊社からの利用契約の解除）第1項第10号で定める事由に該当したことにより、利用契約の全部又は一部を解除された者は、自己に損害が生じた場合にも、相手方に何らの請求を行わないものとします。また、当該相手方に損害が生じた場合は、その賠償責任を負うものとします。

（存続条項）

第34条 利用契約の終了後においても、第23条（機密保持）は利用契約の終了後3年間は有効に存続し、第7条（権利義務の譲渡等）、第8条（著作権等）、第12条（第三者のサービス、ソフトウェア等）、第15条（利用料金の支払）、第16条（支払遅延損害金）、第17条（端数整理）、第24条（個人情報保護）、第25条（責任の範囲）、第26条（損害賠償の制限）、第28条（提供停止及び弊社からの利用契約の解除）、第30条（契約終了後の処理、契約一部変更後の処理）、第35条（提供区域及び準拠法）、第36条（管轄裁判所）及び第37条（分離可能性）は有効に存続するものとします。

（提供区域及び準拠法）

第35条 本サービスの提供区域は、日本国内とします。

- 2 利用契約等及び利用変更契約等は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします

（管轄裁判所）

第36条 利用契約等に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

(分離可能性)

第37条 利用契約等のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、係る無効と判断された条項その一部については、有効となるために必要な範囲で修正し、その趣旨及び同等の効果が最大限確保されるよう解釈されます。

(協議)

第38条 利用契約等に定めのない事項その他利用契約等の条項に関し疑義を生じた場合は、契約者及び弊社間で協議の上円満に解決を図るものとしします。

附則

本規約は2024年9月30日から施行するものとしします。

附則

本規約は2025年2月11日から施行するものとしします。

別紙 1

達人Cube

「補助金支援サービス - Subsidy Partner -

TM」

サービス仕様書

株式会社NTTデータ

Ver 1.1

1. 本書の定義

補助金支援サービス - Subsidy Partner -TM サービス仕様書は、当社が提供する本サービスの内容（標準サービス、オプションサービス、サポート等）、提供条件、サービスレベル条件等の詳細について記述したものです。本書に記載していない事項については、本規約の条項に従うものとします。また、本書で特別に定義されていない限り、本書で使用されている用語の意味は、本規約に定める定義によるものとします。

2. 本サービスの内容

本サービスは補助金の提案、補助金の検索及び補助金の申請支援依頼等の補助金業務を支援するためのクラウドサービスです。本サービスは、インターネットに接続できる環境から、当社が提供した契約者専用 URL へ Web ブラウザからアクセスすることによりご利用いただけます。

2.1. 標準サービス

本サービスの「標準サービス」では、全てのユーザーに対して下記の機能を提供いたします。

あわせて、利用契約に基づく初期構築作業（利用環境構築作業および管理者アカウント作成作業）及びサポートサービスを提供いたします。

また、下記機能および初期構築作業の仕様、品質その他一切の内容に関する詳細は、当社がその裁量によって決定するものとします。

■営業支援サービス

営業支援サービスは、税理士が担当顧客（事業者）を訪問し、補助金活用についてご提案する際の支援ツールです。利用主体は税理士です。

提供機能

機能名	内容
テナント管理	【サポート窓口へ連絡】

	<ul style="list-style-type: none"> メールアドレスの変更 <p>【管理者によるシステム操作】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者情報の変更
ユーザー管理	<p>【管理者によるシステム操作】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者ユーザー情報の追加、変更、削除、照会
事業者管理	<p>【管理者によるシステム操作】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者情報の CSV データ（当社指定様式）による一括登録 事業者情報（適合性スコア等を含む）の一括出力
事業者情報管理	<ul style="list-style-type: none"> 登録された事業者情報の照会（一覧表示、個別表示） 事業者情報の個別登録 事業者情報単位の認定情報、過去の補助金採択実績の登録・変更
財務情報照会	<ul style="list-style-type: none"> 登録された事業者単位の財務情報（本決算情報）の照会 財務分析情報（キャッシュフロー、償却資産、運転資金）の照会
商談情報管理	<ul style="list-style-type: none"> 事業者単位の商談記録の登録・変更・照会 商談時のヒアリング結果に基づく補助金要件の登録・変更
事業者検索	<ul style="list-style-type: none"> 登録された事業者情報の検索
補助金検索	<ul style="list-style-type: none"> 官庁や 47 都道府県・市区町村の多様な補助金（一部の助成金を含む）の検索 特定補助金に関する申請書類（テンプレート）URL、採択事例 URL、解説動画 URL の情報提供
適合性シミュレーション	<ul style="list-style-type: none"> おすすめ補助金の補助金要件に関する自社情報の入力 対象補助金要件との適合性シミュレーション結果の照会
適合性分析情報管理	<ul style="list-style-type: none"> 推進補助金に対する、事業者単位の適合性分析結果の照会 商談時のヒアリング結果に基づく補助金要件の登録・変更後の情報に基づく適合性分析結果の再表示
事業者お気に入り設定	<ul style="list-style-type: none"> 事業者お気に入りリストの作成 お気に入りリストの照会・変更・削除 お気に入りリストの公開・非公開の設定
パスワード設定	<ul style="list-style-type: none"> パスワードの変更

2.2. オプションサービス

サービス名	内容
-------	----

申請支援コンサルタント紹介

【サポート窓口へ連絡】

- ・ 補助金申請支援を対応可能な外部コンサルタントの紹介
(指定フォーマットにて管理者がメールを送付)
-

2.3. アカウント発行

利用契約締結から 1～2 週間ほどで、利用契約の際に登録いただいたメールアドレス宛に、2 通のメールをお送りします。

- ①アカウント発行メール（アクセス URL 及び管理者アカウントの仮パスワード）
- ②ID 通知メール（テナント ID）

管理者はメール受領後、事業者情報の CSV データ（当社指定様式）による本サービスへの一括登録（任意）作業を実施し、本サービスを利用開始できるよう初期セットアップを完了させる必要があります。

当社から提供した管理者アカウントの「仮パスワード」は、本サービスへログインした後、管理者の管理及び責任において、パスワード設定機能を使用しての「本パスワード」への変更をお願いします。

2.4. 動作環境

本サービスの推奨環境は下記の通りです。

ユーザーが推奨環境の条件を満たさない環境を利用することに起因して、本サービスの全

部または一部が利用できない場合、当社は一切の責任を負いません。また、推奨環境を満たす場合であっても、ユーザーの固有の動作環境の制限・設定によっては、本サービスの全部または一部の機能をご利用いただけない場合があります。

端末	ブラウザ	OS	画面解像度
PC	Microsoft Edge	Windows 11/10	1440×1024 以上
PC	Google Chrome	Windows 11/10	1440×1024 以上

2.5. 提供時間

本サービスの提供時間は「午前7時00分から午後10時00分」となります。ただし、利用規約第9条（一時的な中断及び提供停止）に定める場合はその限りではありません。

2.6. ユーザー数

本サービスを利用可能なユーザー数は、利用契約時にお申込みいただいたユーザアカウント数となります。

2.7. サポートサービス

本サービスでは、下記サービスを標準サービスとして提供いたします。

サービス名	内容
ユーザーマニュアル	本サービス内のリンクからマニュアルを閲覧する形式で提供します。
障害通知	AWS 社の責任共有モデルに則り、当社責任範囲内で生じた障害について下記時間内で障害が発生した旨を管理者に通知します。 【サポート時間帯】 ・ サポート時間帯：

月曜日から金曜日までの午前 09 時 00 分から午後 5 時 00 分
(祝祭日及び当社の休日を除く)

3. 制限と責任

3.1. サービスレベル指標

■可用性に関する事項

- ・ サービス稼働率：稼働率を定めず、障害時には当該障害が発生したことを当社が知った時刻から2営業日以内の復旧を目標として対応します。
ただし、当社が「3.5. 第三者サービス等」において指定するIaaS事業者が提供するインフラや外部連携サービスの障害または当社の管理が及ばないその他の理由による障害については、その限りではありません。
- ・ 障害復旧完了の考え方：当社が障害の回復を認知した時点または代替手段を提供した時点

■信頼性に関する事項

- ・ 障害通知：「2.7 サポートサービス」の障害通知をご参照ください。

■性能に関する事項

- ・ 画面遷移：3秒以内を目標とします。

ただし、一括登録や適合性判定などの高負荷な情報処理を行う機能については対象外とします。

■ データに関する事項

- ・ データ保存期間：5年間

保存対象は、管理者から提供される情報（テナント情報、一般ユーザー情報、事業者情報）、一般ユーザーが本サービスを用いて登録・変更する情報（事業者情報、商談記録情報）とします。

- ・ ログ保存期間：1年間

保存対象は、ユーザーの操作記録（アクセスログ）、当社システムオペレーターの操作記録（監査ログ）とします。

当社が本サービスを提供するにあたり、本サービス上で収集する情報（個人情報を除いた操作記録、エラーログなど）については、利用契約終了後においても、本サービスの改善・発展または保守管理を目的として保有し、これを把握・分析できるものとします。

3.2. 障害対応

本サービスの障害への対応は下記の通りです。

- ・ 障害の状況確認を行い、本サービスが提供する機能の利用可否を通知します。
- ・ 本サービスに直接起因する障害について、当社にて復旧対応を行います。
- ・ 障害発生によりデータが消失または毀損した場合、商業的に合理的な範囲でバックアップデータをリストアして復元できるように努めますが、データの復元が可能であること及び全てのデータを完全に復元することを保証するものではありません。
- ・ 本サービスにおいて、障害によりデータが削除、消去、毀損、滅失または漏えいした場合、速やかに原因を追求し、復旧に努めるものとしますが、データの復旧を保証するものではありません。
- ・ 契約者または第三者の責に帰すべきデータが削除、消去、毀損、滅失または漏えいについて、当社は当該データを復元する何らの義務または責任を負うものではありません。
- ・ 当社は障害対応のため必要であると判断した場合、本サービスに保存されたデータの全部または一部を確認する可能性があります。また、契約者はデータの確認について同意するものとします。

3.3. 計画停止

当社は、本サービス提供にあたり必要であると判断した場合、計画停止を当社指定の時間で行います。

なお、利用規約第9条（一時的な中断及び提供停止）に基づき、当社があらかじめ計画する

メンテナンス及びバージョンアップについて下記の連絡期限を目標に通知を行います。

【計画停止に関する連絡期限目標レベル】

- ・ 機能追加、機能改善、メンテナンス（本サービスの中断あり）：2週間前
- ・ メジャーバージョンアップ、業務に影響のある大規模なユーザインタフェースの変更：2週間前
- ・ 既存機能の廃止、仕様変更：2週間前

3.4. セキュリティ

本サービスは、システム基盤にパブリッククラウド (Amazon Web Service) を活用します。

これを踏まえ、一般的なセキュリティリスクに加えて、クラウド特有のリスクについても対策を実施します。

3.5. 第三者サービス等

本サービスは、以下の第三者サービス等を利用します。

契約者は、本サービスに搭載する外部サービスとの連携機能（以下「外部連携サービス」といいます。）を利用する際には、当該外部連携サービスを提供する事業者所定の条件（なお、当該条件は必要に応じ適宜更新されます。）について同意するものとします。

- ・ 当社指定の IaaS 事業者：Amazon Web Service（東京リージョン）（大阪リージョン（災害対策用））
- ・ 外部連携サービス：補助金クラウド検索 DB（Stayway 社）

3.6. 制約事項

■情報処理に関する事項

- ・ 業種の変換

適合性分析を実行する際には、契約者から提供される業種体系と補助金要件で採用されている業種体系が整合している必要があります。業種体系が不整合であった場合には、本サービスにて契約者から提供された業種を補助金要件の体系に合わせて自動的に変換します。

■制約事項

- ・ 本サービスは、契約者から提供される事業者情報と補助金要件との適合性を一定の算定ルールに基づき機械的に判定してスコア及び各要件との判定結果として表示します。本サービスで判定されたスコア及び各要件との判定結果は、当該補助金の採択を保証するものではありません。

- 本サービスは、契約者から提供される事業者情報（事業者基本情報、財務情報）等に不足がある場合は補助金要件との適合性を判定できないため、補助金要件との判定結果において「判定不可」と表示されます。判定結果が「判定不可」と表示された場合は、契約者が当該事業者にヒアリングして本サービスに情報を追加登録することにより、追加登録情報に基づき適合性分析を再判定することが可能です。
- 本サービスで算出するスコアは、サービスに登録された事業者を母数とした偏差値を示す数値であるため、事業者情報が登録された場合や削除された場合において、スコアが変動する可能性があります。
- 「営業支援サービス」の管理者機能にて、事業者情報の CSV データ（当社指定様式）による一括登録を実施した場合、一括登録対象の事業者情報に関する適合性分析結果等は一括登録日の翌日以降に本サービスで照会可能となります。

商標について

- 「補助金支援サービス - Subsidy Partner -TM」は当社のサービス名称です。
- 「Amazon Web Services」は、米国その他の諸国における Amazon.com, Inc. またはその関連会社の商標です。

- ・ 「補助金クラウド」は、株式会社 Stayway の商標です。

別紙2 料金表

■サービス利用料

(税抜き)

サービス名称	月間利用料
補助金支援	
1ID	¥6,500
4ID	¥19,000